

玉野市有料指定袋の外装袋への広告掲載要領

(趣旨)

第1条

玉野市有料指定袋の外装袋（以下「外装袋」という。）に掲載する広告の取扱については、玉野市広告掲載取扱要綱（平成30年玉野市告示第189号。以下「要綱」という。）及び玉野市広告掲載基準に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は外装袋とし、広告掲載枚数は玉野市が1会計年度の予算で製作する外装袋の組数とする。

(広告掲載の規格等)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとし、印刷の色は白地に黒色単色とする。

外装袋の種類（有料指定袋の種類）	広告掲載枠
外装袋（大）（450・10枚入り）	9.0 cm×16.5 cm
外装袋（中）（300・10枚入り）	7.0 cm×13.5 cm
外装袋（小）（200・10枚入り）	5.5 cm×13.0 cm
外装袋（特小）（100・10枚入り）	5.5 cm×11.0 cm
外装袋（超特小）（50・10枚入り）	5.2 cm×11.0 cm

- 2 位置は、外装袋の表面の指定された位置とし、広告掲載枠の中に、広告欄であることを明示するために、「広告」の表示をすること。
- 3 広告掲載は1事業者のみとし、広告掲載枠は、5種類全ての外装袋に各1枠ずつ割り当て、掲載する広告内容は、5種類全て同じものとする。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、制作組数1組につき1円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）（ただし、10,000円未満切り捨て）とする。

(広告掲載の期間)

第5条 広告掲載の期間は、当該年度分として製作した広告が掲載された外装袋の在庫がなくなるまでの期間とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市ホームページ又は広報紙その他市の広報媒体を利用して行うものとする。

- 2 募集する広告は、事業者（個人または法人その他の団体）の広告とする。

(広告の申込み)

第7条 申込者は、要綱第6条第1項に定める玉野市広告掲載申込書及び市町村税の滞納がないことを証明する書類に、会社概要及び自己の負担により作成した広告原稿を添えて、市長の指定する期日までに提出しなければならない。

(掲載決定方法)

第8条 要綱第6条第2項の規定において掲載可能となった広告の数が、第3条第3項に定める広告枠の数を超える場合は、抽選により掲載する広告を決定する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。